

## 共同生活援助

- ・重要事項説明書
- ・その他利用についての承諾書



### **Crossheart Heights**

社会福祉法人伸こう福祉会

クロスハートハイツ東蒔田

クロスハートハイツ南太田 1 番館・2 番館

クロスハートハイツ矢部 1 番館・2 番館

クロスハートハイツ上倉田 1 番館・2 番館

クロスハートハイツ戸塚南

クロスハートハイツ和泉が丘

## 1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 伸こう福祉会
所在地	神奈川県横浜市栄区公田町 1020-5
電話番号	045-896-1234
代表者氏名	理事長 高田 益江
設立年月	1999年3月5日

## 2. 利用施設

主たる事業所概要	事業所の種類	指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型） 2017年3月1日指定
	主たる事業所の名称 (事業所番号)	指定共同生活援助事業所 クロスハートハイツ矢部1番館 1420501163
	主たる事業所の所在地	神奈川県横浜市戸塚区矢部町1544-32
	連絡先	電話番号 045-325-7727 ファックス 045-325-7726
	管理者	渡邊かおり
	サービス管理責任者	森谷恵美子 飯吉あかね
	主たる対象者	知的障害者
	定員	10名
	開設年月日	2017年3月1日(クロスハートハイツ東蒔田)
住居1	事業所	指定共同生活援助事業所 クロスハートハイツ東蒔田
	住所	神奈川県横浜市南区東蒔田町9-28
	連絡先	電話番号 045-325-7727 ファックス 045-325-7726
	定員	10名
	開設年月日	2017年3月1日
住居2	事業所	指定共同生活援助事業所 クロスハートハイツ南太田1番館
	所在地	神奈川県横浜市南区南太田3-22-12 1階
	連絡先	電話番号 045-309-7370 ファックス 045-309-7371
	定員	5名
	開設年月日	2017年11月1日
住居3	事業所	指定共同生活援助事業所 クロスハートハイツ南太田2番館
	所在地	神奈川県横浜市南区南太田3-22-12 2階
	連絡先	電話番号 045-309-7370 ファックス 045-309-7371

	定員	5名
	開設年月日	2017年11月1日
住居4	事業所	指定共同生活援助事業所 クロスハートハイツ矢部1番館
	所在地	神奈川県横浜市戸塚区矢部町1544番32 1階
	連絡先	☎ 045-390-0313 フックス 045-390-0316
	定員	5名
	開設年月日	2019年2月1日
住居5	事業所	指定共同生活援助事業所 クロスハートハイツ矢部2番館
	所在地	神奈川県横浜市戸塚区矢部町1544番32 2階
	連絡先	☎ 045-390-0313 フックス 045-390-0316
	定員	5名
	開設年月日	2019年2月1日
住居6	事業所	指定共同生活援助事業所 クロスハートハイツ上倉田1番館
	所在地	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町1563-8 1階
	連絡先	☎ 045-410-6755 フックス 045-410-6756
	定員	5名
	開設年月日	2019年3月1日
住居7	事業所	指定共同生活援助事業所 クロスハートハイツ上倉田2番館
	所在地	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町1563-8 2階
	連絡先	☎ 045-410-6755 フックス 045-410-6756
	定員	5名
	開設年月日	2019年3月1日
住居8	事業所	クロスハートハイツ戸塚南
	所在地	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町391-1
	連絡先	☎ 045-438-9575 フックス 045-438-9576
	定員	10名
	開設年月日	2020年4月1日
住	事業所	クロスハートハイツ和泉が丘
	所在地	神奈川県横浜市泉区和泉が丘1-2-22

居 9	連絡先	☎ 045-719-5026 フックス 045-719-5028
	定員	10名
	開設年月日	2021年3月1日

### 3. サービスの目的・運営方針

目的	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介護、相談その他日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
運営方針	法人の理念である「たくさんのよきものを人生の先輩たち、後輩たち、そして地域に捧ぐ」を基本とし、「障害のある子・親が最後まで地域で安心して暮らせるお手伝い」をモットーにサービス提供を行っております。

### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

クロスハートハイツ東蒔田

(1) 施設建物	構造	軽量鉄骨造
	敷地面積	223,46 m <sup>2</sup>
	延べ床面積	259,06 m <sup>2</sup>

#### (2) 主な設備

	部屋数	面積等
居室	5室	9.37 m <sup>2</sup> ～10.27 m <sup>2</sup> (収納設備を除く)
キッチン	10ヶ所	8.95 m <sup>2</sup>
リビングダイニング	1ヶ所	28.41 m <sup>2</sup>
共用トイレ	1ヶ所	
浴室	3ヶ所	内1ヶ所シャワー室
脱衣所	3ヶ所	
洗面台	5台	内1ヶ所洗面所 (洗面台2台)
事務所	1ヶ所	9.42 m <sup>2</sup>
洗濯室	1ヶ所	洗濯機3台 乾燥機1台

クロスハートハイツ南太田 1 番館

(1) 施設建物	構造	軽量鉄骨造
	敷地面積	339.47 m <sup>2</sup>
	延べ床面積	284.70 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

	部屋数	面積等
居室	5 室	10.01 m <sup>2</sup> ～10.26 m <sup>2</sup> (収納設備を除く)
キッチン	1 ヶ所	9.93 m <sup>2</sup>
リビングダイニング	1 ヶ所	25.31 m <sup>2</sup>
共用トイレ	2 ヶ所	
浴室	1 ヶ所	
脱衣所	1 ヶ所	
洗面台	2 台	
事務所	1 ヶ所	9.50 m <sup>2</sup>

クロスハートハイツ南太田 2 番館

(1) 施設建物	構造	軽量鉄骨造
	敷地面積	339.47 m <sup>2</sup>
	延べ床面積	284.70 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

	部屋数	面積等
居室	5 室	10.01 m <sup>2</sup> ～10.26 m <sup>2</sup> (収納設備を除く)
キッチン	1 ヶ所	9.93 m <sup>2</sup>
リビングダイニング	1 ヶ所	25.31 m <sup>2</sup>
共用トイレ	2 ヶ所	
浴室	1 ヶ所	
脱衣所	1 ヶ所	
洗面台	2 台	
事務所	1 ヶ所	9.50 m <sup>2</sup>

クロスハートハイツ矢部 1 番館

(1) 施設建物	構造	木造 2 階建て
----------	----	----------

設建物	敷地面積	289,45 m <sup>2</sup>
	延べ床面積	273,06 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

	部屋数	面積等
居室	5 室	10,63 m <sup>2</sup> ～10.93 m <sup>2</sup> (収納設備を除く)
キッチン	1 ヶ所	8.28 m <sup>2</sup>
リビングダイニング	1 ヶ所	
共用トイレ	2 ヶ所	
浴室	1 ヶ所	
脱衣所	1 ヶ所	
洗面台	2 台	内 1 ヶ所洗面所
事務所	1 ヶ所	10,55 m <sup>2</sup>

クロスハートハイツ矢部 2 番館

(1) 設建物	構造	木造 2 階建て
	敷地面積	289,45 m <sup>2</sup>
	延べ床面積	273,06 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

	部屋数	面積等
居室	5 室	10,63 m <sup>2</sup> ～10.93 m <sup>2</sup> (収納設備を除く)
キッチン	1 ヶ所	8.28 m <sup>2</sup>
リビングダイニング	1 ヶ所	
共用トイレ	2 ヶ所	
浴室	1 ヶ所	
脱衣所	1 ヶ所	
洗面台	2 台	内 1 ヶ所洗面所
事務所	1 ヶ所	10,55 m <sup>2</sup>

クロスハートハイツ上倉田 1 番館

(1) 設建物	構造	軽量鉄骨造
	敷地面積	161,57 m <sup>2</sup>

	延べ床面積	153,10 m <sup>2</sup>
--	-------	-----------------------

(2) 主な設備

	部屋数	面積等
居室	5 室	9,62 m <sup>2</sup> ～9,78 m <sup>2</sup> (収納設備を除く)
キッチン	1 ヶ所	9.47 m <sup>2</sup>
リビングダイニング	1 ヶ所	22,38 m <sup>2</sup>
共用トイレ	2 ヶ所	1,62 m <sup>2</sup> ・3,66 m <sup>2</sup>
浴室	1 ヶ所	3,68 m <sup>2</sup>
脱衣所	1 ヶ所	3,12 m <sup>2</sup>
洗面台	2 台	5,08 m <sup>2</sup>
事務所	1 ヶ所	10,68 m <sup>2</sup>

クロスハートハイツ上倉田 2 番館

(1) 施設建物	構造	軽量鉄骨造
	敷地面積	161,57 m <sup>2</sup>
	延べ床面積	144,93 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

	部屋数	面積等
居室	5 室	9,40 m <sup>2</sup> ～9,55 m <sup>2</sup> (収納設備を除く)
キッチン	1 ヶ所	9.47 m <sup>2</sup>
リビングダイニング	1 ヶ所	22,45 m <sup>2</sup>
共用トイレ	2 ヶ所	1,62 m <sup>2</sup> ・3,99 m <sup>2</sup>
浴室	1 ヶ所	3,68 m <sup>2</sup>
脱衣所	1 ヶ所	3,12 m <sup>2</sup>
洗面台	2 台	5,22 m <sup>2</sup>
事務所	1 ヶ所	10,68 m <sup>2</sup>

クロスハートハイツ戸塚南

(1) 施設建物	構造	重量鉄骨造
	敷地面積	444.1 m <sup>2</sup>
	延べ床面積	472.17 m <sup>2</sup>

## (2) 主な設備

	部屋数	面積等
居室	10 室	10.64 m <sup>2</sup> ～11.52 m <sup>2</sup> (収納設備を除く)
キッチン	1 ヶ所	8.27 m <sup>2</sup>
リビングダイニング	1 ヶ所	26.21 m <sup>2</sup>
共用トイレ	5 ヶ所	1.75 m <sup>2</sup>
浴室	3 ヶ所	4.09 m <sup>2</sup> ～4.72 m <sup>2</sup>
脱衣所	3 ヶ所	2.38 m <sup>2</sup> ～3.15 m <sup>2</sup>
洗面室	2 ヶ所	3.27 m <sup>2</sup> ・3.78 m <sup>2</sup>
事務所	1 ヶ所	10.66 m <sup>2</sup>

## クロスハートハイツ和泉が丘

(1) 施設建物	構造	軽量鉄骨造
	敷地面積	430.39 m <sup>2</sup>
	延べ床面積	270.02 m <sup>2</sup>

## (2) 主な設備

	部屋数	面積等
居室	10 室	9.53 m <sup>2</sup> ～9.67 m <sup>2</sup> (収納設備を除く)
キッチン	1 ヶ所	8.27 m <sup>2</sup>
リビングダイニング	1 ヶ所	25.91 m <sup>2</sup>
共用トイレ	4 ヶ所	1.96～3.28 m <sup>2</sup>
浴室	3 ヶ所	3.57 m <sup>2</sup> ～3.71 m <sup>2</sup>
脱衣所	3 ヶ所	2.81 m <sup>2</sup> ～3.59 m <sup>2</sup>
洗面室	2 ヶ所	4.29 m <sup>2</sup> ・4.55 m <sup>2</sup>
事務所	1 ヶ所	9.24 m <sup>2</sup>

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の設備を設置しています。

## 5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				

サービス管理責任者	4		4			0.5	
世話人	43		8		35	14.9	
生活支援員	43		8		35	7.8	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除した数です。

各職種の勤務体系

クロスハートハイツ南太田 1 番館・2 番館・クロスハートハイツ矢部 1 番館 2 番館  
クロスハートハイツ上倉田 1 番館 2 番館

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
世話人 生活支援員	正規の勤務時間帯（7：00～12：00） （16：00～21：00）
宿直	正規の勤務時間帯（21：00～翌7：00）

クロスハートハイツ東蒔田・クロスハートハイツ戸塚南・クロスハートハイツ和泉が丘

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
世話人 生活支援員	正規の勤務時間帯（7：00～12：00） （15：00～21：00）
宿直	正規の勤務時間帯（21：00～翌7：00）

## 6. サービス提供の内容

### （1）訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食 事	朝食 7：30～9：00（セルフの場合 6：00～9：00） 昼食 11：30～13：30（土日祝日のみ） 夕食 18：30～21：00 欠食に関しては希望日 4 日前までに所定の届出用紙に記入し職員へ提出して下さい。 期日を過ぎてからの届出は原則、全額食費を徴収致します。（食材調達の為）
排 泄	排泄に関する支援を行います。

入浴	入浴に関する支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
余暇活動支援	地域行事への参加促進。
金銭管理	利用者の希望がある場合に限り、金銭管理を行います。
緊急時の対応	利用者の緊急時の対応を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

(※特別給付費が出ている場合)

サービスの種類	サービスの内容	金額
家賃	1か月分の部屋の使用料 クロスハートハイツ東蒔田	月額 52,000 円 (※42,000 円)
家賃	1か月分の部屋の使用料 クロスハートハイツ南太田 1 番館・2 番館	月額 34,100 円 (※24,100 円)
家賃	1か月分の部屋の使用料 クロスハートハイツ矢部 1 番館・2 番館	月額 34,000 円 (※24,000 円)
家賃	1か月分の部屋の使用料 クロスハートハイツ上倉田 1 番館・2 番館	月額 35,000 円 (※25,000 円)
家賃	1か月分の部屋の使用料 クロスハートハイツ戸塚南	月額 36,500 円 (※26,500 円)
家賃	1か月分の部屋の使用料 クロスハートハイツ和泉が丘	月額 36,000 円 (※26,000 円)
食材料費	希望により食事の提供をします。	朝食 200 円 昼食 400 円 夕食 400 円
光熱水費	1か月分の電気代・ガス 2か月分の水道料金	実費
日常生活上必要となる日用品	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	実費
レクリエーション費	レクリエーション等の参加費をかかった経費により費用をいただきます。	実費

その他	町内会費	各町内会による実費
-----	------	-----------

#### <サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

#### 7. 利用料金

##### (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

##### (2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

共同生活援助サービス費(I) 横浜市地域単価（2級地）：1単位＝11.28円

区分	1日あたりの単位数	1割負担の場合(概算)
区分1以下	171単位	193円/日
区分2	188単位	212円/日
区分3	297単位	335円/日
区分4	372単位	420円/日
区分5	456単位	515円/日
区分6	600単位	677円/日

- ・夜間支援等体制加算(II) 45単位/日
- ・福祉専門職員配置等加算(I) 10単位/日
- ・通勤者生活支援加算 18単位/日
- ・人員配置体制加算(I) 区分4以上 83単位 区分3以下 77単位 12対1基準
- ・福祉介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数に147/1000を乗じた単位数

・その他 必要に応じた加算

■加算	内容
<p>重度障害者支援加算 (I) (II)</p>	<p>重度障害者支援加算 (I) (一) 生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 360単位/日 ※ 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日 (二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材 養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 (一) に加え+150単位/日 ※ 個別支援を開始した日から180日以内は (一) ※に加え+200単位/日</p> <p>重度障害者支援加算 (II) (一) 生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 180単位/日 ※ 個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日 (二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材 養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 (一) に加え+150単位/日 ※ 個別支援を開始した日から180日以内は (一) ※に加え+200単位/日 重度の障害者が1人以上いる事業所で、生活支援員の加配及びサービス管理責任者等のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修(実践)等を受講している場合。(360単位/日)</p>
<p>日中支援加算 (I) (II)</p>	<p>(I) 65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難と認められ、個別支援計画に基づいて行う昼間の時間帯における支援を行った場合 (対象者が1人539単位/日、2人以上1人当たり270単位/日)</p> <p>(II) 日中活動又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用できないときに、昼間の時間帯に支援を行った場合、初日から算定を行う。(対象者が1人：区分4以上539単位/日、区分3以下270単位/日 対象者が2人以上：区分4以上1人当たり270単位/日、区分3以下1人当たり135単位/日)</p>
<p>自立生活支援加算 (I) (III) 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p>	<p>自立生活支援加算 (I) 1,000単位/月 ※ 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。</p>

※ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する。

※ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、(自立支援)協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する。

自立生活支援加算(Ⅲ) (1) 利用期間が3年以内の場合 80単位/日 (2) 利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72単位/日 (3) 利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56単位/日 (4) 利用期間が5年を超える場合 40単位/日 ※ 以下の要件を満たす事業所において、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居(移行支援住居)を1以上有すること。② 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。③ 事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7:1以上配置されていること。④ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。⑤ 移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。⑥ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。⑦ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、(自立支援)協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。

退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 2,000単位/月 ※ グループホームを退居した利用者(自立生活支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定していた者に限る。)に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間(引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者

	<p>対しては6月間) に限り、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>① 利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。② おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。</p>
ピアサポート加算	<p>ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算 100単位/月</p> <p>※ 次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であつて、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。① 自立生活支援加算(Ⅲ)又は退居後(外部サービス利用型)共同生活援助サービス費を算定していること。② 障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上(うち1名は障害者等)配置していること。③ ②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</p>
入院時支援特別加算	<p>共同生活援助計画に基づき、病院に訪問し、病院との連絡調整及び、被服等の準備、その他日常生活上の支援を行った場合。また月に1回を限度をとし、入院の初日及び最終日を除く。(月3～6日までの場合・・・561単位/月、月7日以上の場合・・・1,122単位/月)</p>
帰宅時支援加算	<p>共同生活援助計画に基づき帰省の支援を行った場合。ただし帰省の初日及び最終日を除く、月に1回を限度とする。(月3～6日までの場合・・・187単位/月、月7日以上の場合・・・374単位/月)</p>
長期入院時支援特別加算	<p>入院期間が3日以上の場合において、病院に訪問し、連絡調整及び被服等の準備、その他日常生活上の支援を行った場合。ただし入院の初日及び最終日を除く(3ヶ月に限る)。入院時支援特別加算との併給不可。(122単位/日)</p>
長期帰宅時支援加算	<p>帰宅期間が3日以上の場合において、共同生活援助計画に基づき帰省の支援を行った場合。ただし帰省の初日及び最終日を除く(3ヶ月に限る)。帰宅時支援加算との併給不可。(40単位/日)</p>

### (3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求します  
毎月、20日までに前月分の請求を送付いたします。  
お支払い方法は、口座自動引落しでお願いいたします。  
領収書は次月の請求書と一緒に送付いたします。

#### ① 請求書の発行

毎月末に清算し、翌月20日迄にご指定のご家族宛に郵送いたします。

#### ② お支払方法

横浜銀行より自動引き落としさせていただきます。

大変お手数ですが、預金口座振替依頼書を記入・捺印の上で、入居時に施設に提出をお願いいたします(口座振替成立までに3ヶ月程度かかる場合がありますので、その間は指定口座にお振込みをお願いいたします)。

振替銀行 : 横浜銀行(浜銀ファイナンス)

引落日 : 毎月27日(土・日・祝日の場合は銀行翌営業日)

通帳表示 : シンコウフクシカイ

#### ③ 領収書の発行

前月分の領収書を翌月の請求書に同封してお渡しいたします。

領収書を紛失された場合は、1回のみ再発行させていただきますのでお申し出ください。

請求書送付先

住所 \_\_\_\_\_

利用料金支払い者名(支払口座名義)

\_\_\_\_\_

支払い者の利用者との続柄

\_\_\_\_\_

### 8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9:00~午後5:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致しません。

## 9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに身元保証人や医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

## 10. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族に連絡を行います。
- (2) また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当施設において、お客様に生じた損害については、施設は直ちに必要な措置を講ずるとともに、法的な責任を負う場合は、相当因果関係の範囲内において賠償するものとします。守秘義務に違反した場合も同様とします。  
ただし、損害の発生について、お客様に故意又は過失が認められた場合又は、お客様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

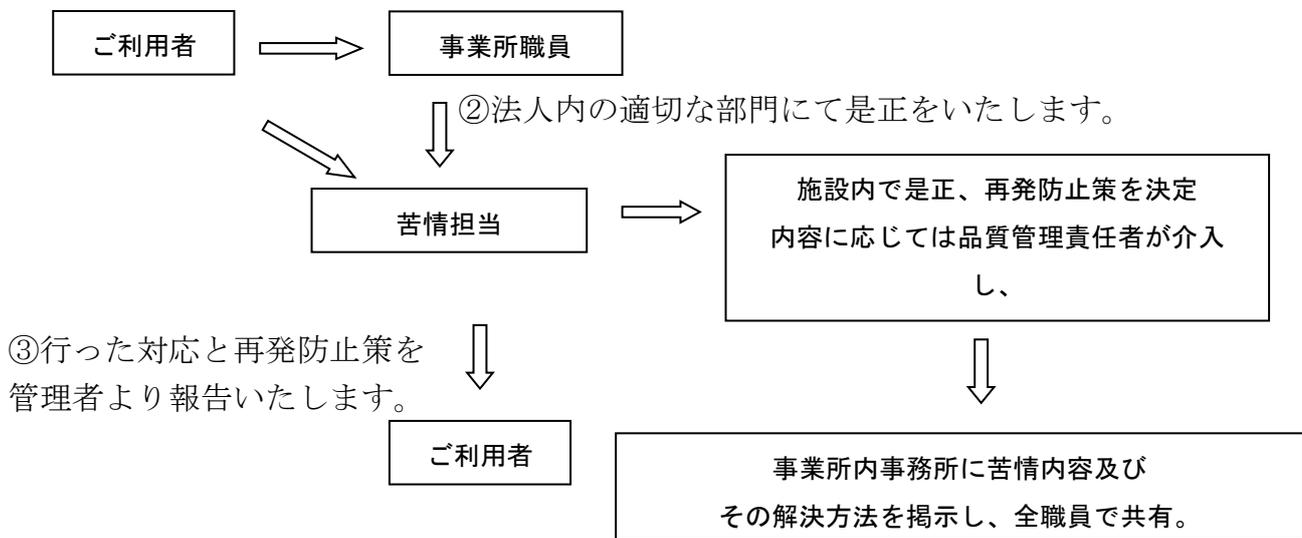
11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 飯吉あかね・森谷恵美子</li> <li>・解決責任者 渡邊かおり</li> <li>・電話番号 045-390-0313</li> <li>F A X 045-390-0316</li> <li>・メール k-yokoo@skfch.com</li> </ul>
横浜市役所 障害支援課 グループホーム担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10</li> <li>・電話番号：045-671-3565</li> </ul>
受給者証発行区	各区役所 高齢・障害支援課
各区基幹相談支援 センター	各区 基幹相談支援センター
横浜市福祉調整委員 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：横浜市中区港町1-1</li> <li>・電話番号：045-671-4045</li> </ul>
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2</li> <li>・電話番号：045-534-5754</li> </ul>

(2) 苦情対応体制

①お気づきになったことを職員にお申し付け下さい。



③行った対応と再発防止策を  
管理者より報告いたします。

(3) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 渡邊かおり</li> <li>・電話番号 045-390-0313</li> <li>F A X 045-390-0316</li> </ul>
------------------	--

## 12. 協力医療機関

協力医療機関 1	医療機関の名称	医療法人よなみね内科クリニック
	医 院 長 名	与那嶺 美樹
	所 在 地	横浜市南区共進町 1 - 3 4
	電 話 番 号	045-720-6006
協力医療機関 2	医療機関の名称	医療法人横浜柏堤会 戸塚共立第 2 病院
	医 院 長 名	饗場 正宏
	所 在 地	横浜市戸塚区吉田町 5 7 9 - 1
	電 話 番 号	045-881-3205

## 13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年 2 回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機                      ・ガス漏れ報知機                      非常通報装置</li> <li>・スプリンクラー</li> <li>・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。</li> </ul>

## 14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

受給者証 障害者手帳	各種手続きに使用しますので、各自で居室に保管してください。事業所側にて保管を希望される方は、個別にご相談ください。
健康保険 被保険者証	緊急時のために写しの提出をお願いします。
設備・器具の利用	共同生活住居内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
来訪・面会	来訪・面会は自由です。来訪時にはご連絡をお願いします。(面会時間：原則 9:00～17:00) 各居室、ご家族以外の異性の立ち入りは出来ません。

外出・外泊	基本的には自由です。事前に職員にご連絡下さい。
飲酒・喫煙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙については、所定の場所のみ可能です。</li> <li>・飲酒については、可能です。他者等に迷惑をかけず節度の範囲でお願いします。ただし、医師等より制限のある方についての飲酒はご遠慮下さい。</li> </ul>
居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご入居者の心身の状況等によりお部屋のご移動をさせていただく場合がございます。</li> <li>・居室の清潔・衛生管理は基本ご自身で行ってください。必要に応じて職員が行わせていただく場合がございます。</li> <li>・各居室、家族・職員以外の異性の立ち入りは禁止とさせていただきます。もし、発覚した場合には契約を解除させていただく場合もございます。ご了承お願い致します。</li> </ul> <p>毎日、入居者の方が外出されている時間に安全衛生確認の為、居室の確認を職員が行わせていただきます。冷蔵庫を持参されている方は庫内の確認をさせていただき、消費期限の確認を致します。</p>

## 15 運営法人の概要

名 称	社会福祉法人 伸こう福祉会
代表者名	理事長 高田 益江
法人所在地 連絡先	横浜市栄区公田町1020-5 電話 045-896-1234 FAX 045-896-1235
実施事業の概要	<p>特別養護老人ホーム クロスハート栄・横浜 特別養護老人ホーム クロスハート幸・川崎 入所者生活介護 ・ (介護予防) 短期入所生活介護</p> <p>グループホーム クロスハート田谷・栄 グループホーム クロスハート金沢・横浜 グループホーム クロスハート二階堂・鎌倉 グループホーム クロスハート宮前・川崎 グループホーム クロスハート港南・横浜 グループホーム クロスハート本鶴沼・藤沢 グループホーム クロスハート南・横浜 グループホーム クロスハート円行・藤沢 グループホーム クロスハート十二所・鎌倉 グループホーム クロスハート鶴見・横浜 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護</p> <p>クロスハート栄・横浜 デイサービス クロスハート金沢・横浜 デイサービス クロスハート本鶴沼・藤沢 デイサービス 横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ デイサービス クロスハート十二所・鎌倉 デイサービス クロスハート湘南台二番館 デイサービス 通所介護・(介護予防) 通所介護</p> <p>クロスハート湘南台・藤沢 (介護予防) 特定施設入居者生活介護</p> <p>クロスハート石名坂・藤沢 クロスハート湘南台二番館 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (介護予防) 短期入所生活介護</p> <p>クロスハートヘルパーステーション栄・横浜</p>

	<p>(介護予防) 訪問介護  横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ  横浜市野七里地域ケアプラザ  クロスハート藤沢本町  居宅介護支援事業所</p> <p>クロスハート野七里・栄  地域密着型介護福祉施設・(介護予防) 短期入所生活介護</p> <p>横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ  横浜市野七里地域ケアプラザ  地域ケアプラザ運営</p> <p>クロスハート十二所・鎌倉  クロスハート鶴見・横浜  クロスハート幸・川崎  (介護予防) 小規模多機能型居宅介護施設</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護 クロスハート港南・横浜</p> <p>訪問看護 クロスハート港南・横浜  訪問介護 クロスハート藤沢本町</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅事業  クロスハート藤沢本町</p> <p>キディ鶴沼・藤沢  キディ鶴沼・藤沢分園  キディ百合丘・川崎  キディ湘南 C-X  キディ古市場保育園  キディ石川町・横浜  キディ鈴木町・川崎  キディ元住吉・川崎  キディ大倉山・横浜  認可保育園</p> <p>キディ二子・川崎  川崎認定保育園</p>
--	---

	<p>子育てキデイ・洋光台 子育て支援拠点</p> <p>共同生活援助 クロスハートハイツ東蒔田 (障害者グループホーム)</p> <p>共同生活援助 クロスハートハイツ南太田 1 番館 (障害者グループホーム)</p> <p>共同生活援助 クロスハートハイツ南太田 2 番館 (障害者グループホーム)</p> <p>共同生活援助 クロスハートハイツ矢部 1 番館 (障害者グループホーム)</p> <p>共同生活援助 クロスハートハイツ矢部 2 番館 (障害者グループホーム)</p> <p>共同生活援助 クロスハートハイツ上倉田 1 番館 (障害者グループホーム)</p> <p>共同生活援助 クロスハートハイツ上倉田 2 番館 (障害者グループホーム)</p> <p>共同生活援助 クロスハートハイツ戸塚南 (障害者グループホーム)</p> <p>共同生活援助 クロスハートハイツ和泉が丘 (障害者グループホーム)</p> <p>就労継続 B 型事業所 クロスハートワーク戸塚</p>
--	---

年 月 日

指定共同生活援助事業の利用締結にあたり、利用料の詳細な支払方法を含め本書面に基づいて重要な事項を事前に説明し、交付しました。

事業所名：クロスハートハイツ 矢部1番館

説明者職名：管理者 氏名 渡邊 かおり

私は、事業者から指定共同生活援助の利用契約締結にあたり、利用料の詳細な支払方法を含め、本書面に基づく重要な事項の説明と交付を受け、同意しました。

年 月 日

利用者 住所  
氏名 印

法定代理人または身元引受人 住所  
氏名 印  
続柄 (利用者との関係)  
電話

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住所  
氏名 印  
続柄 (利用者との関係)

# 個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人伸こう福祉会 クロスハートハイツ矢部 1 番館は個人情報の取り扱いについて、以下のとおり公表いたします：

## 1 使用目的

- (1) 共同生活援助個別支援計画書作成のため
- (2) 訓練等給付の提供を受けるにあたって開催される「入居判定委員会」ならびに「サービス担当者会議」等において、利用者の状態、家族の状況を把握するため
- (3) 外部のサービス提供事業者、行政機関との調整のため
- (4) ご家族等への利用者の心身状況の説明のため
- (5) かかりつけの医療機関からの意見、助言を求める場合
- (6) 事故・災害及び緊急を要するとき等におけるご家族、行政機関等との連絡調整、医療機関への連絡及び保険会社への届出等のため
- (7) 訓練等給付の給付管理に関わる事務及び会計事務のため
- (8) 受給者証の申請、更新、変更及び支給区分認定調査のため
- (9) 業務の維持改善のための基礎資料として

## 2 個人情報第三者への提供について

当施設では、ご利用者の同意を得ることなく、ご利用者の個人情報を第三者に提供することはありません。

ただし、法令に基づく場合（障害者総合支援法における不正受給者に係る市町村への通知等）、ご利用者の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合であって、ご利用者の同意を得ることが困難なときはこの限りではありません。

## 3 個人情報の取り扱いを外部の業者に委託する場合について

当施設が保有する個人情報について、外部の業者に委託するときは、必要な契約を締結し適切な管理・監督を行います。

## 4 個人情報の開示、苦情の申し立てについて

当施設が保有する個人情報に関する開示、訂正、削除、利用停止、提供拒否及び苦情につきましては、下記の窓口で受け付けいたします。

個人情報受付担当	飯吉あかね、森谷恵美子
個人情報管理責任者	管理者 渡邊かおり
電話番号	045-390-0313
FAX 番号	045-390-0316

## 5 安全管理

当施設では、個人情報の漏洩、滅失、毀損、改ざんを防止し、安全管理を徹底いたします。また職員教育を継続し、個人情報の適切な取り扱いを指導してまいります。

# 個人情報使用について

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 1 使用目的

- (1) 共同生活援助個別支援計画書作成のため
- (2) 訓練等給付の提供を受けるにあたって開催される「入居判定委員会」ならびに「サービス担当者会議」等において、利用者の状態、家族の状況を把握するため
- (3) 外部のサービス提供事業者、行政機関との調整のため
- (4) ご家族等への利用者の心身状況の説明のため
- (5) かかりつけの医療機関からの意見、助言を求める場合
- (6) 事故・災害及び緊急を要するとき等におけるご家族、行政機関等との連絡調整、医療機関への連絡及び保険会社への届出等のため
- (7) 訓練等給付の給付管理に関わる事務及び会計事務のため
- (8) 受給者証の申請、更新、変更及び支給区分認定調査のため
- (9) 業務の維持改善のための基礎資料として

## 2 使用する期間

サービスの利用申し込みを行ってからサービスの提供を受けている期間、契約終了時まで

## 3 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う
- (2) 個人情報を使用した会議、出席者、個人情報利用の内容等の経過を記録する
- (3) 名札・室札の表示は（可能・不可）とする
- (4) 外部からの取材・見学時に写真撮影に応じることを（可能・不可）とする
- (5) 法人内での広報誌やパンフレット等の写真撮影に応じることを（可能・不可）とする
- (6) 外部よりの入居照会や部屋番号の問い合わせについて回答することを（可能・不可）とする
- (7) 日常的なご様子や記録類を代理人以外の家族・訪問者へ閲覧（可能・不可）とする

(ご利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代筆の場合は代筆者名と利用者との続柄

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

(ご利用者の家族) 住所 \_\_\_\_\_

又は※

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(身元引受人・法定代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

ご家族または身元引受人・法定代理人いずれか 1 名以上がご記入下さい

## 外泊・外出時における承諾書

クロスハートハイツ矢部1番館 管理者 殿

利用者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

身元引受人または法定代理人等 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

外泊・外出時において、下記の内容について承諾をいたします。

### 言記

1. 外出・外泊の際には事前に行き先、出発及び帰宅時間を職員に申し出ます。（欠食確認等のため）

必要に応じて行き先の電話番号等を確認する場合があります。

なお、申し出にあたっては所定の届出用紙へ記入を行い、職員に外出の旨申し出をします。  
（ご自分で記入するのが難しい場合、代筆させていただきます。）

2. お一人での外泊・外出等、個人的な外泊・外出時に行方不明や事故等があった場合、届出の有無に関わらず、責任を問いません。

（あらかじめ届け出られた連絡先への連絡・捜索等、出来る限りの事は職員が行います。）



3. 搬送先での延命治療（気管挿管等）の実施についてどちらかに○をお願いします。  
ご家族に連絡が取れなかった場合、救急隊に施設職員が聞かれることがあります。  
あくまで記入日時点での意向というかたちで参考にさせていただきます。

(1) 希望する

(2) 希望しない

記入日                      年                      月                      日

記入者氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_